

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月29日
【事業年度】	第12期（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第8期 平成18年12月	第9期 平成19年12月	第10期 平成20年12月	第11期 平成21年12月	第12期 平成22年12月
売上高 (千円)	5,367,930	5,687,521	6,044,731	8,016,220	8,722,576
経常利益 (千円)	994,895	973,435	965,747	1,423,775	1,500,965
当期純利益 (千円)	589,976	485,904	531,695	747,610	904,105
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	45,076
資本金 (千円)	895,300	914,150	928,100	940,900	948,380
発行済株式総数 (株)	96,280	99,345	101,860	104,170	105,390
純資産額 (千円)	3,112,555	3,345,490	3,348,235	3,622,950	4,248,854
総資産額 (千円)	4,533,465	4,700,209	4,867,959	5,581,049	6,442,271
1株当たり純資産額 (円)	32,328.15	33,873.06	34,618.28	37,789.63	44,382.42
1株当たり配当額 (円)	1,200	1,200	1,200	1,700	1,900
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	6,170.27	4,965.41	5,402.33	7,796.22	9,520.16
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	5,385.04	4,480.22	5,022.12	7,364.71	9,128.71
自己資本比率 (%)	68.7	71.0	68.3	64.3	65.0
自己資本利益率 (%)	21.02	15.07	15.96	21.64	23.26
株価収益率 (倍)	49.8	26.58	11.51	15.53	10.82
配当性向 (%)	19.4	24.2	22.2	21.8	20.0
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	618,660	608,449	620,912	1,201,430	933,207
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	2,049,222	422,197	529,550	200,289	534,074
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	24,863	270,872	456,407	556,953	295,290
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,589,557	1,504,936	1,139,890	1,584,077	1,687,920
従業員数 (人)	103	112	107	129	143
[外、平均臨時雇用者数]	[40]	[45]	[33]	[45]	[44]

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第8期及び第9期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。また、第10期及び第11期については、関連会社が存在しますが、損益等からみて重要性が乏しいため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成11年10月	東京都港区南青山においてインターネット上のマーケティングをサポートするWeb技術会社として設立
平成11年11月	株式会社バンジョーキャピタルズ(現社名 株式会社インフォストックドットコム)を子会社として設立(その後、同社の第三者割当増資による持分比率の低下により、関連会社となる)
平成12年4月	株式会社バンジョーキャピタルズが株式会社インフォストックドットコムに社名変更
平成12年6月	アフィリエイト・プログラム運営サービス「エーハチネット」開始
平成12年11月	本社を東京都渋谷区神宮前に移転
平成16年2月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
平成16年12月	関連会社株式会社インフォストックドットコム株式を全株売却し、資本関係を解消
平成17年11月	ジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場
平成18年3月	携帯向けアフィリエイト・プログラム運営サービス「モバハチネット」開始
平成20年9月	携帯向けカテゴリマッチ型広告サービス「アドカボ」開始
平成22年7月	スマートフォン向け広告サービス「ネンド」開始

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ファンコミュニケーションズ）、関連会社2社により構成されておりますが、当該関連会社は重要性が乏しいため、当社単体の状況について記載しております。

当社はインターネット広告市場において、オンライン上のマーケティングコストを削減する「パフォーマンスマーケティング」を事業コンセプトとして、オンラインでマーケティング活動を展開する企業に対して、アフィリエイト・プログラム運営サービス（以下「アフィリエイト広告サービス」という。）である「エーハチネット」及び携帯向け同サービス「モバハチネット」を主要サービスとして提供しております。

アフィリエイト・プログラムとは、「成果報酬型広告」とも呼ばれ、広告主のWebサイト（以下「サイト」という。）において何らかの成果（購買、資料請求、会員登録等）が発生した場合に、広告媒体となるサイト（広告主のバナー広告やサイトURLを表示したサイト：以下「パートナーサイト」という。）に対して、成果に応じた報酬を支払うという広告形態であります。広告主は、広告目的が達成された場合に、その達成状況に応じて成果報酬（広告料）を支払えばよいため費用対効果が高く、また広告媒体は媒体のスペースを生かした収益獲得が可能となり、インターネット広告業界において浸透しつつある新しい広告手法であります。

また、当社自らが広告媒体となるサイトを運営するほか、付随的にインターネット広告代理業を行っており、サービス区分としましては、「パソコン向けアフィリエイト広告サービス」「携帯向けアフィリエイト広告サービス」「自社媒体運営」「他社媒体広告販売」「その他売上」の5つの区分に分類されます。

サービス区分	事業内容
パソコン向けアフィリエイト広告サービス	パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」の運営
携帯向けアフィリエイト広告サービス	携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」 カテゴリマッチ型広告サービス「アドカボ」 スマートフォン向け広告サービス「ネンド」の運営
自社媒体運営	主なサイト名とカテゴリー サンプルファン（SampleFan.com、サンプル情報サイト） アウケン（auken、モバイルポータルサイト） 歌ネットモバイル（モバイル歌詞検索サービス） リリカ（Lyrica、音楽再生アプリ）
他社媒体広告販売	インターネット広告代理業
その他売上	出版、セミナー収入等

各分野別の具体的なサービス内容は次のとおりであります。

(1) パソコン及び携帯向けアフィリエイト広告サービス

当社は、インターネット上でマーケティング活動を行う企業に対して、効率的に見込客を集客するサービスである、アフィリエイト広告サービス「エーハチネット」及び携帯向け同サービス「モバハチネット」を提供しております。

当社は、自社のアフィリエイト・プログラム用システムを使用して複数の広告主と、複数のパートナーサイトを仲介するという意味で、自社を「アフィリエイトサービスプロバイダー」と位置付けており、インターネット上でサイトを有する企業及び個人のすべてが、当社の広告主又はパートナーサイトとして、「エーハチネット」及び「モバハチネット」の会員となることが可能であります。

当社が運営するアフィリエイト広告サービスでは、当社が募集して審査及び会員登録を行った複数のパートナーサイトと複数の広告主のニーズをマッチさせ、各広告別の成果の計算、広告主からの広告料の回収、及びパートナーサイト運営者に対する成果報酬の支払を当社が行っています。

アフィリエイト・プログラムは、広告主自らがインターネット上で独自にパートナーサイトを募集し、自社で成果報酬計算等の運営を行うことも可能であります。ただし、一企業がこのような形で、自らアフィリエイト・プログラムの運用を行うには、システムの構築・運営及びパートナーサイト募集において、莫大なコストと時間を要し、またパートナーサイト側から見た場合にも、複数の広告主から自分のサイトに合った広告を選択したいというニーズが高いことから、実際に自社での運営が可能なのは一部の大企業に限られております。

当社は、広告主とパートナーサイトを媒介する会社として、いち早く「エーハチネット」というインフラを立ち上げてきました。平成18年3月には携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」を立ち上げ、異なる端末を利用するニーズに応える体制が整いました。既に多数の広告主とパートナーサイトを有する当社のサービス利用により、広告主は短期間で効率的なマーケティングが、パートナーサイトは自分のサイトに合った複数の広告主からの成果報酬獲得が可能となります。

パートナーサイトには、個人や法人が公開しているホームページ、ブログ、メールマガジン等が含まれます。「エーハチネット」及び「モバハチネット」への参加を希望するパートナーサイト運営者は、「エーハチネット」又は「モバハチネット」サイト内の登録画面に「規約を遵守する旨」を含めた所定事項を入力して会員登録の申し込みを行い、当社社内基準等に基づく審査を経て登録されます。

「エーハチネット」及び「モバハチネット」への参加を希望する広告主についても、当社社内基準等に基づく登録審査を経て、「エーハチネット」・「モバハチネット」の広告主としての登録を行っています。

登録された広告主は「エーハチネット」及び「モバハチネット」を通じて成果報酬の条件を提示し、アフィリエイト・プログラムに参加する（自社製品等のバナー広告又は自社サイトのURLを表示してくれる）パートナーサイトを募集します。成果として認識する際の条件については、クリック、会員入会、商品やサービスの販売等、広告主がその目的に合わせて自由に決めることができます。広告主は、応募のあったパートナーサイトの内容を自ら確認し、企業イメージへの合致等の観点を含めてアフィリエイト・プログラムへの参加を許諾するパートナーサイトを決定します。

許諾を受けたパートナーサイト運営者は、自身が公開するサイト又はメールマガジンへ広告主のバナー画像やテキスト広告などのリンクを掲載します。WEBユーザーがその広告をクリックし、リンク先である広告主のサイトを訪問し、かつ商品購入等の成果に結びついた場合に、成果報酬が発生します。当社は広告主にサービス利用に関する基本利用料、成果報酬、成果報酬に関する当社手数料を集計請求し、またパートナーサイトが獲得した成果報酬の集計支払いを行います。「エーハチネット」又は「モバハチネット」では、各パートナーサイト別の成果を正確に集計し、一部のパートナーサイトによる不正請求の調査を厳格に行うことを含めて、信頼の獲得に努めております。

アフィリエイト・プログラムを利用する広告主は、広告目的が達成された場合に、その達成状況に応じて成果報酬（広告料）を支払えばよいという点を評価しており、また当社が運営している仲介型アフィリエイト広告サービスについては、システム構築等の費用負担なしにアフィリエイト・プログラムを利用できるという点も評価していると、当社では認識しています。

また、広告主は当社のノウハウやサービスシステムの様々なレポート機能を活用することが可能です。一方パートナーサイトにとっては、複数の広告主から自分のサイトの内容に合った広告を選び、媒体のスペースを生かしたより高い収益獲得を目指すことが可能となっております。

平成20年9月からカテゴリマッチ型広告サービス「アドカボ」の提供を開始しております。カテゴリマッチ型広告とは、広告を数種類のカテゴリに分類し、WEBユーザーが広告をクリックすることで成果が発生し、パートナーサイトに対して、成果に応じた報酬を支払う広告形態であります。パートナーサイトを訪れたWEBユーザーのクリック率が高いカテゴリを自動配信し広告掲載を行うため、広告主にとっては、高いクリック率が期待でき広告配信価値が高まります。

さらに、平成22年7月からスマートフォン向け広告サービス「ネンド」の提供を開始しております。ネンドはスマートフォンサイトやスマートフォンアプリ向けに広告を配信するサービスであり、配信した広告を表示又はクリックすることで成果が発生し、パートナーサイトに対して、成果に応じた報酬を支払う広告形態であります。

(2) 自社媒体運営

サンプルファン（SampleFan.com、サンプル情報サイト）等、会員制のサイトを中心に、会員に物販やサービス情報を提供するサイトを開発、運営しております。会員制の情報サイトにおいては、当社が会員を募集するとともに、コンテンツの作成や会員向けサービスを行うことにより各サイトの広告媒体としての価値を創出し、広告主に広告スペースの販売を行っております。また携帯向けアフィリエイト広告サービスの開始に伴い、これらPC用のサイトに加え、携帯用サイトの開発にも注力しております。「アウケン（auken、モバイルポータルサイト）」等検索情報媒体の運営や携帯向け歌詞検索サービスの「歌ネットモバイル」の提供など新たな付加サービスを展開しております。

また広告販売に加え、各自社媒体は、アフィリエイト広告サービスにおけるパートナーサイトとして収益化を図っております。

平成22年6月には、歌詞を見ながら音楽を聴くことができる無料のiPhoneアプリ「リリカ（Lyrica）」の提供を開始しております。リリースから約5ヶ月で50万ダウンロードを突破し、アップルジャパン株式会社が運営する「App Store」での2010年度のベストアプリを発表する「iTunes Rewind 2010（TOP10 FREE）」（ミュージックカテゴリー）にて1位を獲得いたしました。

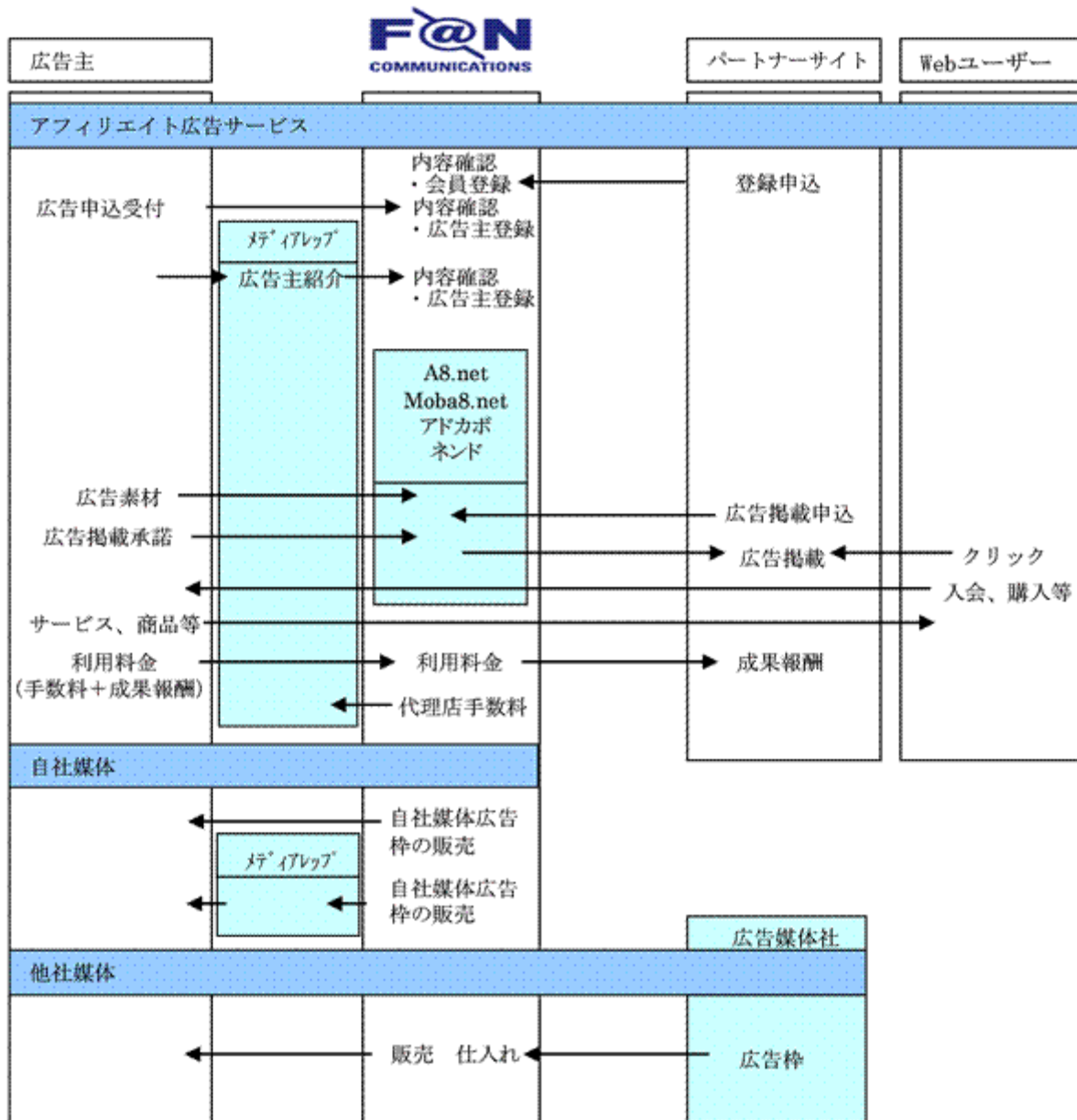
(3) 他社媒体広告販売

SEM（検索エンジンマーケティング）サービス提供会社のサービスを中心に、他社のサービス、広告の販売を行っております。

(4) その他売上

当社サービスに関する出版、セミナー等を行っております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



メディアレップ

当社との契約に基づき、当社の運営するA8ネット及びMoba8ネット等の広告主を募集し、広告主の為に、広告主契約の申込及びアフィリエイトプログラムへの参加を取り扱う代理店をいいます。

4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
株式会社アイモバイル	東京都目黒区	26	モバイル向け コンテンツ連 動広告	40	役員の兼任：1名 営業上の取引：有り
株式会社フォーカ スコミュニケー ションズ	東京都豊島区	10	インターネット を利用した 商材（光ファ イバー等）の 販売	40	役員の兼任：2名 営業上の取引：有り

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
143 [44]	30.6	3.0	4,631

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、
年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前期末に比べ14名増加しましたのは、業容拡大に伴うものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、欧州の信用不安の再燃や急速な円高基調である一方、中国などの新興国の需要拡大で輸出企業を中心に企業収益回復の期待が見受けられます。また、個人消費は、政府による経済政策により穏やかな回復をみせたもののその効果も一巡したことや雇用情勢も失業率が高止まりするなど、今後の国内景気は依然として予断を許さない状況となっております。

当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ミニブログ（ツイッター）の普及や、iPhoneやAndroidを始めとするスマートフォン、電子書籍端末などの登場によりインターネット利用者の利用シーンはますます広がりを見せており、電子商取引推進企業によるインターネット広告およびアフィリエイトマーケティングへの取り組みは今後さらに拡大してくるものと予測されます。

当事業年度におきましては、パートナーサイトの稼働率を向上させるため、ツイッターへの広告投稿機能やスマートフォン向けの管理画面の作成の他、大手広告主の獲得、広告主とパートナーサイトの関係強化や、各アライアンス先との共同セミナーの開催、キャンペーンなどを中心に、費用対効果をより高める営業活動を行いました。また、新たにスマートフォン向けの広告配信ネットワーク「nend（ネンド）」や音楽再生アプリ「Lyrica（リリカ）」をリリースしました。

この結果、当事業年度の売上高は、8,722,576千円（前期比8.8%増）となりました。また、営業利益は、1,429,828千円（前期比7.6%増）、経常利益は有価証券利息を58,620千円営業外収益に計上したこと等により1,500,965千円（前期比5.4%増）となり、当期純利益は、904,105千円（前期比20.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前期比103,842千円増加し、1,687,920千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、933,207千円の収入となり、前期比268,222千円の収入減となりました。これは、主に税引前当期純利益を1,504,403千円計上した一方、法人税等の支払が670,873千円あったことによるものであります。また、前期との比較において営業活動によるキャッシュ・フローが268,222千円減少した主な要因は、税引前当期純利益228,240千円増加した一方、投資有価証券評価損が99,999千円減少したこと、売上債権が増加したことにより166,473千円減少したこと、法人税等の支払額が259,632千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、534,074千円の支出となり、前期比333,785千円の支出増となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が1,400,000千円ありましたが、投資有価証券の取得による支出が2,086,041千円あったことによるものであります。また、前期との比較において投資活動によるキャッシュ・フローが333,785千円減少した主な要因は、定期預金の預入による支出が100,000千円減少した一方、投資有価証券の償還による収入が300,000千円減少したこと、投資有価証券の取得による支出が267,216千円増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、295,290千円の支出となり、前期比261,663千円の支出減となりました。これは、主に自己株式の取得による支出が168,336千円あったこと、配当金の支払が141,057千円あったことによるものであります。また、前期との比較において財務活動によるキャッシュ・フローが261,663千円増加した主な要因は、配当金の支払額が41,140千円増加した一方、自己株式の取得による支出が294,210千円減少したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	前年同期比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス(千円)	5,814,724	107.0
携帯向けアフィリエイト広告サービス(千円)	2,510,052	124.2
自社媒体運営(千円)	194,999	110.0
他社媒体広告販売(千円)	202,759	53.1
その他売上(千円)	40	19.8
合計(千円)	8,722,576	108.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社におきましては成果報酬型広告サービスという成長力ある市場を事業領域とする企業として、アフィリエイト事業に経営資源を集中させ、市場スピードを上回る売上高並びに生産性の向上による業界上位の営業利益率を確保することを目標としております。当社をとりまく環境は、業界内の競争や市場動向の変化、景気後退による一部広告主の事業撤退や縮小等、厳しい状況が予想されますが、経営基盤の確立とさらなる業容拡大のため、下記の項目を対処すべき課題として取り組みを進めております。

(1) 業界内における地位の確立

主力事業であるアフィリエイト広告サービスは、今後さらなる成長が期待される一方、新規参入や競争の激化、ソーシャルネットワークやスマートフォンの普及による事業環境の変化など、課題も多数あります。当社におきましては既存のアフィリエイト広告サービスの競争力をさらに高めると同時に、スマートフォンなどの新しい市場機会においては、広告配信サービス「ネンド」やアプリ開発など積極的な投資を行っております。当社では、引き続き顧客基盤を広げるため営業体制の強化を図り、利用者数の拡大とブランドイメージの向上・浸透に努め、より効率的な顧客獲得体制を整備し、業界内における地位を確立させていく方針であります。

(2) 主力事業におけるサービス改善

主力事業であるアフィリエイト広告サービスについて、さらなる事業収益拡大のためには、顧客基盤の拡大とともにサービス利用率の向上やサービスの品質改善による差別化が必要不可欠となります。当社では様々な機能追加や利用率向上プロモーションの強化を通じて、今後も継続的なユーザビリティの改善に取り組む方針であります。

(3) 自社媒体事業の拡大

アフィリエイト事業の一環として、パソコン及び携帯を利用する消費者に向けた情報媒体の開発、運営により、当社自身がメディア（パートナーサイト）となって収益を上げる自社媒体の開発運営を行なっております。平成22年においては、「リリカ」を開始しております。自社媒体事業は、現在のところ規模も小さく収益に大きく寄与するには至っておりませんが、アフィリエイト広告サービスの知名度やトラフィックを生かした積極的展開を図り、集客力の強い自社媒体の育成、収益化を図っていく方針であります。

(4) システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社の業容拡大を支えていくためには、急激に増加しているトラフィックや取引データを管理するシステムを、安定的かつ効率的に拡張するための技術開発及び運用体制の確立に注力すること、外部からの不正アクセスを防止し、取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、さらなるシステムの安全性強化や危機管理体制を構築すること、また当社全体としての業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、今後さらに重要となってくると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資や危機管理体制の確立を進めていくとともに、情報開示やコンプライアンス維持を含めた内部管理体制の充実を図る方針であります。

(5) 人材の確保・育成

業容拡大とともに、営業部門・技術及び事業開発部門・管理部門の人材確保とともに、さらなるサービス向上のため、広告主やパートナーサイトに対するコンサルティング能力の向上、ノウハウの蓄積、スキルの向上等人材の育成がきわめて重要となります。当社といたしましては、従来から実施している社員教育や管理職研修の拡充による人材育成の強化を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも特に重要なリスクとして考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度末時点において、当社が想定される範囲内で記載したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

(1) 当社の事業内容に係るリスクについて

業界環境の変化について

インターネット関連分野における技術革新は著しく進展しております。インターネットを利用して事業を運営している会社は、常に業界動向、技術革新、顧客ニーズの変化等に即座に対応する必要があります。そのため、現在利用している技術や業界標準が急激に変化する事も予想され、このような変化に対応すべく追加的に支出を行なう可能性があります。当社が、著しい技術革新や業界標準の変化に時間を要した場合には競争力の低下を招く可能性があります。

当社の属するインターネット広告業界は、インプレッション型からクリック保証型、そして成果型へと短期間で新しい広告手法が次々と開発されております。当社が行なっております成果型の広告手法は、現時点では費用対効果が最も明確な広告手法ではありますが、成果型に替わる新しい広告手法が開発された場合には、成果型の広告手法が陳腐化し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また当社の主力サービスであるアフィリエイト広告サービス業界についても、日本における歴史は浅く、現在、普及段階にあると認識しています。従ってアフィリエイト広告サービスが、今後も過去と同様の伸びを示すという保証はありません。

競争について

当社が事業を展開するアフィリエイト広告サービスにおける競争は将来的に激化する可能性があります。

アフィリエイト広告サービス業界において、当社は比較的早期に参入した会社であり、パートナーサイトの獲得数においても優位に立っていると認識しています。パートナーサイトが多いことは、企業（広告主）を獲得する際に、有利に働いていると当社では認識しています。この他にも、システムの改良、ノウハウの蓄積等、当社の過去の業績には先行者メリットとしての要因が含まれている可能性があります。

しかし、当社が、将来に亘っても、アフィリエイト広告サービスにおいて優位性を構築・維持・発揮し、一定の地位を確保・継続できるという保証はなく、また、競争の結果、当社の売上、収益が低下する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定事業への依存

当社は、インターネット上で運営するアフィリエイト広告サービスの売上が主体となっており、当事業年度においてパソコン向けが66.7%、携帯向けが28.8%を占めております。今後もアフィリエイト広告サービスへの依存は高い水準で推移する予定であります。このように、特定事業への依存度が高い状況は、外的要因及び内的要因により本事業の業績変動が全社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開について

当社は第4期（平成14年12月期）から自社媒体運営事業を開始しております。自社媒体運営事業は物販やサービス情報を提供する会員制サイトや携帯向けのポータルサイトが中心であり、会員やサイトへの通信量を増加させることにより媒体の価値を高め、媒体に出稿する広告主から広告料金を徴収する仕組みとなっております。ただし当事業年度における本事業の売上は194,999千円と、未だ収益に大きく寄与するには至っておりません。

また、当社は第8期（平成18年12月期）より新たに携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」、第10期（平成20年12月期）より携帯向けカテゴリマッチ型広告サービス「アドカボ」、第12期（平成22年12月期）よりスマートフォン向け広告サービス「ネンド」を開始しております。

当社は今後、積極的にこれら事業の拡大に取り組んでまいりますが、事業計画を実現するため、システム投資や人件費、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、一時的に利益率が低下する可能性があります。また、予測とは異なる状況の発生などによりこれら事業の展開が計画通りに進まない場合、投資を回収できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

現時点において、当社の主力事業であるアフィリエイト広告サービスに関連して、事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しております。しかし、インターネットの利用者及び事業者を規制対象とする法令、行政指導、その他の規制等が制定された場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社ネットワーク上で広告配信、成果のトラッキング及び不正行為防止のために使用している技術（クッキーの使用等）が規制、制限された場合には、代替手段の開発に多額の投資が必要となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

自社でアフィリエイト・プログラムを運用する企業が増加するリスクについて

当社はアフィリエイト広告サービスを、当社が広告主とパートナーサイトを仲介するアフィリエイトサービスプロバイダー（ASP）となる形で運営しております。このサービスは、広告主にとってはシステム構築等のコスト負担が少なく、また、媒体への支払代行業務及び媒体の不正監視業務等を行なうことで、広告主のアフィリエイト・プログラムをサポートしております。

また広告主は当社のノウハウやサービスシステムの様々なレポート機能を活用することが可能です。

しかしながら、今後自社でアフィリエイト・プログラムを運用する企業が増加した場合、当社の広告主が減少することにより当社の売上、収益が低下する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備及びネットワークの安定性について

インターネットは重要な社会基盤として社会全般に浸透してきており、そのネットワークは継続的に拡大を続けております。そのため、当社設備及びネットワークは24時間稼働、年中無休での運用が求められております。当社は、アフィリエイト・プログラムの運営サービスをWeb上で提供し、また成果報酬の集計管理をシステムを通じて提供しております。システムに支障が生じることは、サービス全般の停止を意味するため、設備及びネットワークの監視や冗長化、定期的なデータのバックアップなど、障害の発生防止に努めております。

しかしながら、地震、火事などの災害のほか、コンピュータウイルスやハッカーなどの行為、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的ミスによるもの、その他予期せぬ重大な事象の発生により、万一、当社の設備又はネットワークが利用できなくなった場合には、サービス停止に伴う信用の低下を引き起こし、顧客の解約はもちろん今後の新規顧客の獲得に影響が生じることが考えられ、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

情報のセキュリティ管理について

当社は、アフィリエイト広告サービス及び自社媒体でのサービスの提供にあたり会員情報や銀行口座の情報等の個人情報取得し、利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。また、当社はアフィリエイト・プログラムの運営サービスの提供にあたり、当社のアフィリエイト広告サービスは、成果報酬のトラフィックや取引データを当社のサーバで管理し、インターネットを通じて広告主企業やアフィリエイトサイトに提供しております。また、当社の運営する自社媒体では、サービス運営のため多数の個人会員情報を当社のサーバで管理しております。

取引データの管理や、社内における顧客企業等の情報及び個人情報についてもその取扱には細心の注意を払い、法令を遵守するほか入退室管理、ハードウェアやネットワーク管理について最大限の取り組みを行っております。

しかしながら、以上のような当社の努力にもかかわらず、万一、外部からの不正アクセスなどにより情報の外部流出等が発生した場合には、当社への損害賠償の請求や当社の社会的信用の失墜等によって、当社の事業や業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有害コンテンツを含む広告及びパートナーサイトに対する規制について

当社が運営しているアフィリエイト広告サービスは、広告主及びパートナーサイトの募集において、プログラムへの参加時に審査を行なうなど、規約を設けて参加手続面での管理を実施しております。また、参加時だけでなくその後も当社の社員がサイトの内容など規約の遵守状況を定期的にモニターする体制をとっており、規約に違反する行為が見られた場合には、警告や契約解除などの措置をとっております。

当社では会員規約等により独自の基準を設けており、法令や公序良俗に反する広告及びパートナーサイトに掲載されているコンテンツを排除するように規制並びに管理をしております。また、当該規制の対象となる広告並びにパートナーサイトの内容については「特定商取引に関する法律」等を念頭におき、広告主が運営するサイト並びにパートナーサイトの内容について定期的な確認を行い、当社の基準に反する広告コンテンツ等が存在している場合は、広告主並びにパートナーサイト運営者に対して警告を行い排除に努めております。当社が行なった警告に従わない場合は契約の解除等の対策を行っております。

しかしながら、広告主並びにパートナーサイト運営者が法令や公序良俗に反する広告や商品・サービスの提供、コンテンツの掲載を継続する事により、当社の信用が低下し、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

パートナーサイトの監視体制について

当社ではパートナーサイトの品質管理のために、パートナーサイトの成果報酬の不正請求等の監視を実施しております。プログラムへの参加時に審査を行なうなど、規約を設けて参加手続面での管理を実施しているほか、その後も当社の社員がパートナーサイトの成果報酬に関する調査を定期的に行うことで不正請求を排除し、広告主とパートナーサイトを仲介するアフィリエイトサービスプロバイダーとしての信頼獲得に努めております。故意もしくは悪意により悪質な違反行為を行っていると思われる場合は、即時に契約解除することもあります。

しかしながら、予期せぬ要因によりこれらの対応に不備が生じ、広告主からクレームを受けた場合は当社の信用が低下し、また損害賠償を請求された場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社の知的財産権を侵害するリスクについて

アフィリエイト広告サービスというビジネスモデルについては、アマゾンドットコム社が米国において、自社運営型のアフィリエイト広告サービスについて特許権を取得しています。

また当社の調査によると、同業他社の関係者が日本国内において仲介型アフィリエイト広告サービスについての特許申請・取得を行っています。当社は、当該特許に関して調査を行い、その結果、当社が行っているサービスとは技術的に手法が異なる等の理由により、当該特許が当社の事業に与える影響はないと確信しております。しかし万が一、当社の事業が当該特許に抵触すると判断された場合には、当社の事業及び業績に重要な影響及ぼす可能性があります。

(2) 当社の事業体制について

特定経営者への依存および人材確保に係るリスクについて

当社では、事業拡大に伴って優秀な人材の確保とその育成は重要な課題となっており、人材採用と人材育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、十分な人材確保が困難になった場合や、人材が外部に流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

また当社では、代表取締役を含む役員、幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が、各部門の経営、業務執行について重要な役割を果たしており、特定の分野についてはこれらの人物のノウハウに依存している面があります。このため当社では、特定の人物に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織及び技術スタッフの強化を図っておりますが、これらの役職員が何らかの理由で退任、退職し、後任者の採用が困難になった場合には、当社の事業戦略や業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性を確保し、財務報告の信頼性を高め、さらに法令遵守を徹底することを目的に、社長直轄組織である社長室が内部監査を実施する等、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、財務報告に係る内部統制の評価(いわゆる日本版SOX法)への対応等での支障が生じる可能性や当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

投融資に係るリスクについて

当社では事業方針に則り、インターネット関連の企業に対して投資を実施しております。これらの投資は、それぞれの投資先企業と当社との事業上のシナジー効果等を期待して投資を実行しておりますが、投資先企業の今後の業績の如何によっては、これらの投資が回収できなくなることや減損適用による評価損が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社では、今後の事業拡張に備えるため、手許流動性を比較的高い水準で維持しております。当社では事業への投資の原資として運用資金を保有しているため、安全性の高い公社債等の金融商品を中心に投資を行っております。しかし、債券市場や株式市場等の金融市場の急激な変化、又は保有する公社債等の信用リスクの増大に伴い、当社が保有する金融資産に損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプションによる株式の希薄化について

当社はストックオプション制度を採用しております。同制度により発行された新株予約権による潜在株式数は平成22年12月31日現在で合計6,091株となり、発行済株式数及び新株予約権による潜在株式数の合計の5.5%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
定時株主総会決議	平成15年3月28日	平成16年3月30日	平成17年3月30日
新株予約権の数(注)1	120個	60個	120個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 2,400株	普通株式 1,200株	普通株式 600株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	10,000円	10,000円	20,000円
行使請求期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>当社株式が日本国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>当社株式が日本国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人が新株予約権を相続するものとする。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>
項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
定時株主総会決議	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成20年3月28日
新株予約権の数(注)1	420個	234個	305個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 420株	普通株式 234株	普通株式 305株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	779,196円	184,000円	109,027円
行使請求期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。</p> <p>ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。</p> <p>ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>	<p>(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。</p> <p>ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。</p>

項目	新株予約権	新株予約権
定時株主総会決議	平成21年3月27日	平成22年3月30日
新株予約権の数(注)1	432個	500個
目的となる株式の種類及び数(注)1	普通株式 432株	普通株式 500株
新株予約権行使時の払込金額(注)1	135,520円	134,482円
行使請求期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。	(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (2)相続権利者が死亡した場合、権利者の相続人は新株予約権を相続できない。 ただし、取締役会が特例として承認した場合はこの限りでない。 (3)譲渡等新株予約権を譲渡し、又は担保に供することはできない。

- (注)1. 平成17年3月9日をもって株式1株を4株に、平成18年3月1日をもって株式1株を5株にそれぞれ分割しております。なお、上記新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は当該株式分割後の数値で記載しております。
2. 平成22年12月31日現在における未行使の新株予約権について記載しております。
3. 上記表のほか、平成23年3月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件を決議しております。
4. 新株予約権の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1．財政状態の分析

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この財務諸表作成にあたり必要と思われる会計上の見積りについては、合理的な基準に基づいて実施しております。財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。なお、本項に記載した将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(1) 流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、4,669,450千円（前事業年度末は3,471,643千円）となり、1,197,807千円の増加となりました。増加の主な要因は、有価証券が1,735,909千円（前事業年度末は有価証券887,512千円）と848,396千円増加したこと、売掛金が1,091,794千円（前事業年度末は822,368千円）と269,425千円増加したこと、現金及び預金が1,787,920千円（前事業年度末は1,684,077千円）と103,842千円増加したことによるものであります。

(2) 固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、1,772,820千円（前事業年度末は2,109,406千円）となり、336,585千円の減少となりました。減少の主な要因は、投資有価証券が1,454,751千円（前事業年度末は1,742,757千円）と288,006千円減少したこと、ソフトウェアが52,533千円（前事業年度末は73,726千円）と21,192千円減少したこと、繰延税金資産が93,346千円（前事業年度末は113,956千円）と20,609千円減少したことによるものであります。投資有価証券の減少は、有価証券への振替等によるものであり、ソフトウェアの減少は、減価償却費の計上等によるものであります。

(3) 流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、2,042,593千円（前事業年度末は1,862,029千円）となり、180,563千円の増加となりました。増加の主な要因は、未払法人税等が296,005千円（前事業年度末は386,694千円）と90,689千円減少、未払消費税等が29,285千円（前事業年度末は40,094千円）と10,809千円減少した一方、買掛金が1,414,661千円（前事業年度末は1,153,639千円）と261,021千円増加したことによるものであります。未払法人税等の減少は、当期分を計上し増加した一方、確定申告や中間申告の納税により減少したことによるものであり、買掛金の増加は、売上増加に伴いパートナーサイトへ支払う成果報酬が増加したことによるものであります。

(4) 固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、150,823千円（前事業年度末は96,069千円）となり、54,753千円の増加となりました。増加の要因は、長期預り保証金が150,823千円（前事業年度末は96,069千円）と54,753千円増加したことによりです。長期預り保証金の増加は、一部広告主の保証金取扱高の増額によるものであります。

(5) 純資産

当事業年度末における純資産の残高は、4,248,854千円（前事業年度末は3,622,950千円）となり、625,903千円の増加となりました。増加の主な要因は、自己株式が1,191,639千円（前事業年度末は1,023,639千円）と168,000千円増加したことにより純資産が同額減少した一方、利益剰余金が3,229,983千円（前事業年度末は2,487,203千円）と742,780千円増加したこと、新株予約権が60,174千円（前事業年度末は36,828千円）と23,346千円増加したことによるものであります。自己株式の増加は、市場での買付によるものであり、利益剰余金の増加は、配当金の支払により161,324千円減少した一方、当期純利益の計上により904,105千円増加したことによるものであります。この結果、当事業年度末における自己資本比率は65.0%となりました。

2．経営成績の分析

当事業年度におけるわが国経済は、欧州の信用不安の再燃や急速な円高基調である一方、中国などの新興国の需要拡大で輸出企業を中心に企業収益回復の期待が見受けられます。また、個人消費は、政府による経済政策により穏やかな回復をみせたもののその効果も一巡したことや雇用情勢も失業率が高止まりするなど、今後の国内景気は依然として予断を許さない状況となっております。

当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ミニブログ（ツイッター）の普及や、iPhoneやAndroidを始めとするスマートフォン、電子書籍端末などの登場によりインターネット利用者の利用シーンはますます広がりを見せており、電子商取引推進企業によるインターネット広告およびアフィリエイトマーケティングへの取り組みは今後さらに拡大してくるものと予測されます。

当事業年度におきましては、パートナーサイトの稼働率を向上させるため、ツイッターへの広告投稿機能やスマートフォン向けの管理画面の作成の他、大手広告主の獲得、広告主とパートナーサイトの関係強化や、各アライアンス先との共同セミナーの開催、キャンペーンなどを中心に、費用対効果をより高める営業活動を行いました。また、新たにスマートフォン向けの広告配信ネットワーク「ネンド」や音楽再生アプリ「リリカ」をリリースしました。

この結果、当事業年度の売上高は、8,722,576千円（前期比8.8%増）となりました。また、営業利益は、1,429,828千円（前期比7.6%増）、経常利益は有価証券利息を58,620千円営業外収益に計上したこと等により1,500,965千円（前期比5.4%増）となり、当期純利益は、904,105千円（前期比20.9%増）となりました。

(1) 売上高

当事業年度における各サービス区分別の売上高は、下記のとおりです。

当事業年度はパソコン向けアフィリエイト広告サービス及び携帯向けアフィリエイト広告サービスの売上が順調に推移し、総売上高は8,722,576千円（前期比8.8%増）となりました。総売上高に占める各サービス区分ごとの売上高及び構成比は、パソコン向けアフィリエイト広告サービスが5,814,724千円で66.7%（前期比1.1ポイント減）、携帯向けアフィリエイト広告サービスが2,510,052千円で28.8%（前期比3.6ポイント増）、自社媒体運営が194,999千円で2.2%（前期比0.0ポイント増）、他社媒体広告販売が202,759千円で2.3%（前期比2.5ポイント減）、その他売上が40千円で0.0%（前期比0.0ポイント減）となっております。

サービス区分	平成21年12月期		平成22年12月期	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
パソコン向けアフィリエイト広告サービス	5,435,300	67.8	5,814,724	66.7
携帯向けアフィリエイト広告サービス	2,021,698	25.2	2,510,052	28.8
自社媒体運営	177,253	2.2	194,999	2.2
他社媒体広告販売	381,761	4.8	202,759	2.3
その他売上	206	0.0	40	0.0
合計	8,016,220	100.0	8,722,576	100.0

なお、主力サービスであるアフィリエイト広告サービスにおける当事業年度末の利用広告主数（稼働広告主ID数）、参加メディア数（登録アフィリエイトサイト数）は、下記のとおりであります。

サービス	区分	平成21年12月期末	平成22年12月期末
パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」	稼働広告主ID数	2,463	2,364
	登録パートナーサイト数	871,404	1,009,775
携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」、「アドカボ」及び「ネンド」	稼働広告主ID数	1,229	1,263
	登録パートナーサイト数	99,252	142,863
当社 アフィリエイト広告サービス 合計	稼働広告主ID数	3,692	3,627
	登録パートナーサイト数	970,656	1,152,638

[アフィリエイト広告サービスの状況に関する定性的情報等]

当事業年度末における、パソコン向けアフィリエイト広告サービス「エーハチネット」の状況は、利用広告主数が2,364社、参加メディア数が1,009,775サイトとなりました。一方、携帯向け同サービス「モバハチネット」、「アドカボ」及び「ネンド」においては、利用広告主数の合計が1,263社、参加メディア数の合計が142,863サイトという結果になりました。当事業年度末における両サービスを合わせた利用広告主数は3,627社（前期末比98.2%）、参加メディア数は1,152,638サイト（前期末比118.7%）になっております。

なお、パソコン向けアフィリエイト広告サービス及び携帯向けアフィリエイト広告サービス「モバハチネット」の稼働広告主ID数につきましては、平成22年12月に解約処理を厳格化したことに伴い減少しております。平成22年12月期末と同様の基準を適用した場合の平成21年12月期末の稼働広告主ID数は、パソコン向けアフィリエイト広告サービスが2,231社、携帯向けアフィリエイト広告サービスが1,158社、当社アフィリエイト広告サービス合計が3,389社となります。

(2) 売上原価

当事業年度における売上原価は5,709,606千円（前期比9.2%増）、売上総利益は3,012,970千円（前期比8.0%増）となりました。パソコン向け及び携帯向けアフィリエイト広告サービスの成果報酬増加に伴い、売上原価率は前年の65.2%から65.5%へと0.3ポイント増加いたしました。この結果、売上総利益率も0.3ポイント減少し34.5%となりました。

(3) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は1,583,142千円（前期比8.4%増）となりました。販売費及び一般管理費の主な内訳は給料572,243千円（前期比10.3%増）、広告宣伝費98,831千円（前期比5.8%増）、販売手数料156,696千円（前期比11.6%増）、地代家賃114,769千円（前期比7.4%減）であります。給料の増加の主な要因は、社内管理体制強化や営業体制の強化に伴う人員の増加があったことによるものであります。

(4) 経常利益

経常利益は、1,500,965千円(前期比5.4%増)となりました。有価証券利息58,620千円、投資有価証券売却益8,010千円計上したことにより、売上高経常利益率は前期比0.6ポイント減少し17.2%となりました。

(5) 税引前当期純利益・当期純利益

税引前当期純利益は、新株予約権戻入益及び償却債権取立益を計上した結果、1,504,403千円(前期比17.9%増)となりました。また当期純利益は904,105千円(前期比20.9%増)となりました。これにより、売上高当期純利益率は前期比1.1ポイント増加し、10.4%となりました。1株当たり当期純利益は、前事業年度の7,796円22銭から当事業年度は9,520円16銭となりました。

なお、キャッシュ・フローの分析は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」の項目をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は28,783千円であります。その主なものとして、自社利用ソフトウェア制作費等として6,963千円、サーバー設備増強として15,626千円の設備投資を実施しました。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成22年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能及び基幹システム	10,333	38,545	52,533	101,412	143(44)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 建物は賃借物件であり、当事業年度における賃借料の合計は120,342千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	105,390	105,390	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	105,390	105,390	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議により平成16年3月10日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	120 (注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400 (注) 1, 4, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 5	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 (注) 5 資本組入額 5,000 (注) 5	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り、)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととあります。
5. 平成17年3月9日付で1株を4株、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	60 (注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200 (注) 1, 4, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 (注) 5 資本組入額 5,000 (注) 5	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社ならびに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 平成17年3月9日付けで1株を4株、平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議により平成17年4月20日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	120(注)3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1,3,4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)4 資本組入額 10,000(注)4	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
4. 平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議により平成18年4月21日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	420(注)4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	420(注)1,4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	779,196	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 779,196 資本組入額 389,598	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議により平成19年6月20日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	234 (注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234 (注) 1, 4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,000	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 262,675 資本組入額 131,338	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額184,000円と新株予約権付与時における公正な評価単価78,675円を合算しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議により平成20年6月20日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	305 (注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	305 (注) 1, 4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	109,027	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 5	発行価格 148,030 資本組入額 74,015	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額109,027円と新株予約権付与時における公正な評価単価39,003円を合算しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議により平成21年6月19日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	432 (注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432 (注) 1, 4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,520	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 199,590 資本組入額 99,795	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額135,520円と新株予約権付与時における公正な評価単価64,070円を合算しております。

(平成22年3月30日の定時株主総会決議により平成22年6月18日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	500 (注) 4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注) 1, 4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134,482	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで	同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 184,430 資本組入額 92,215	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役又は監査役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額134,482円と新株予約権付与時における公正な評価単価49,948円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第三号様式 記載上の注意（21 - 2）の適用がないため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年3月1日 (注)1	75,104	93,880		883,300		1,135,250
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)2	2,400	96,280	12,000	895,300	12,000	1,147,250
平成19年5月1日 (注)3		96,280		895,300	1,147,250	
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注)2	3,065	99,345	18,850	914,150	18,850	18,850
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)2	2,515	101,860	13,950	928,100	13,950	32,800
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 (注)2	2,310	104,170	12,800	940,900	12,800	45,600
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 (注)2	1,220	105,390	7,480	948,380	7,480	53,080

(注)1 株式1株を5株に分割

2 新株予約権の権利行使によるものです。

3 資本準備金をその他資本剰余金に振替えたものです。

(6)【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	-	7	19	74	21	2	4,293	4,416
所有株式数(株)	-	1,394	2,083	12,073	1,554	15	88,271	105,390
所有株式数の割合(%)	-	1.32	1.98	11.46	1.48	0.01	83.75	100.00

(注) 自己株式11,013株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
柳澤安慶	神奈川県川崎市高津区	33,340	31.63
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1-1-8	11,013	10.45
楽天株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	5,779	5.48
アール・シー・ワイ・プラザーズ株式会社	神奈川県横浜市中区山下町104-12	4,870	4.62
松本洋志	神奈川県横浜市栄区	3,507	3.33
張力牧	東京都港区	3,121	2.96
内田徹	大阪府堺市西区	2,452	2.33
小林直行	東京都中野区	2,139	2.03
杉山紳一郎	東京都港区	1,815	1.72
薄井保男	東京都世田谷区	1,120	1.06
計	-	69,156	65.62

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,013	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,377	94,377	-
発行済株式総数	105,390	-	-
総株主の議決権	-	94,377	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1丁目1番8号	11,013	-	11,013	10.45
計	-	11,013	-	11,013	10.45

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成15年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4 従業員15(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	12,000(注)2,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 付与対象者は退職及び新株予約権の行使により、取締役1名となっております。

2. 株式の数は付与対象者の退職及び新株予約権の行使により、2,400株となっております。

3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

4. 平成17年3月9日付で1株を4株、平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行ったことに伴い、上記の表及び(注)2の株式の数は調整されております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3 従業員26(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	3,880(注)2,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 付与対象者は退職及び新株予約権の行使により、取締役1名となっております。

2. 株式の数は付与対象者の退職及び新株予約権の行使により、1,200株となっております。

3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

4. 平成17年3月9日付で1株を4株、平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行ったことに伴い、上記の表及び(注)2の株式の数は調整されております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役6 監査役2 従業員51 重要取引先及び顧問6(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,180(注)2,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

- (注)1. 付与対象者は退職及び新株予約権の行使により、取締役1名となっております。
 2. 株式の数は付与対象者の退職及び新株予約権の行使により、600株となっております。
 3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
 4. 平成18年3月1日付けで1株を5株の割合をもって株式の分割を行ったことに伴い、上記の表及び(注)2の株式の数は調整されております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5 監査役3 従業員85(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	922(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

- (注)1. 付与対象者は退職により、取締役4名、監査役3名、従業員36名となっております。
 2. 株式の数は付与対象者の退職により、420株となっております。
 3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5 監査役3 従業員91(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	395(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 付与対象者は退職により、取締役4名、監査役3名、従業員50名となっております。

2. 株式の数は付与対象者の退職により、234株となっております。

3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5 監査役3 従業員71(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	399(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 付与対象者は退職により、取締役3名、監査役3名、従業員54名となっております。

2. 株式の数は付与対象者の退職により、305株となっております。

3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4 監査役3 従業員76(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	467(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 付与対象者は退職により、取締役4名、監査役3名、従業員71名となっております。

2. 株式の数は付与対象者の退職により、432株となっております。

3. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成22年3月30日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4 従業員96
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1
新株予約権の行使期間	(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)1
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(平成23年3月29日の定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、当社の従業員及び当社子会社の取締役及び従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以降の取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社の取締役40株、当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員460株、合計500株を上限とする。 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2,3
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日から2年を経過する日の翌月の月初を始期としてその後4年間
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格を行使価額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価格 × (1 / 分割・併合の比率)

3. 発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

当社取締役として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年2月19日)での決議状況 (取得期間 平成22年2月22日～平成22年3月26日)	1,000	120,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	518	55,627
残存決議株式の総数及び価額の総額	482	64,372
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	48.2	53.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	48.2	53.6

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年8月10日)での決議状況 (取得期間 平成22年8月11日～平成22年9月27日)	1,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000	91,897
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	8,103
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	8.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	8.1

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年11月9日)での決議状況 (取得期間 平成22年11月10日～平成22年12月27日)	1,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	222	20,476
残存決議株式の総数及び価額の総額	778	79,523
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	77.8	79.5
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	77.8	79.5

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	11,013	-	11,013	-

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に對する利益配分として純利益の20%程度を配当性向とし年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり1,900円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は20.0%となりました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとするほか、経営環境の変化に對した機動的な資本政策を遂行するための自社株式の取得等に充てたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年3月29日 定時株主総会決議	179,316	1,900

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第8期 平成18年12月	第9期 平成19年12月	第10期 平成20年12月	第11期 平成21年12月	第12期 平成22年12月
最高(円)	7,730,000 971,000	331,000	145,000	181,300	168,700
最低(円)	3,320,000 250,000	69,000	39,400	50,200	80,800

(注) 1. 最高・最低株価は、平成18年1月から平成22年3月まではジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月以降は、大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。なお、大阪証券取引所JASDAQ市場は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場となっております。

2. 印は、平成18年3月1日付の株式分割(1株につき5株の割合)による権利落後の最高株価及び最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	103,600	99,800	94,900	93,000	99,600	113,000
最低(円)	87,000	88,000	83,700	81,200	80,800	95,500

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日までは、大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		柳澤 安慶	昭和39年10月20日生	昭和63年4月 広告社株式会社入社 平成6年6月 株式会社ラビドシステムズ入社 平成8年10月 同社取締役就任 平成11年10月 当社設立 代表取締役社長(現任)	平成22年3月の 定時株主総会か ら2年	33,340
取締役副社長		松本 洋志	昭和35年4月10日生	昭和59年4月 株式会社データ・プロセス・コン サルタント入社 昭和61年4月 株式会社日本マーケティング研究 所入社 平成2年11月 ユニソル株式会社入社 平成4年10月 日本A T & T株式会社入社 平成6年9月 株式会社ラビドシステムズ入社 平成9年7月 ウェブティービーネットワークス 株式会社入社 平成10年5月 日本ゲートウェイ株式会社入社 平成11年10月 当社設立 取締役副社長(現任)	平成22年3月の 定時株主総会か ら2年	3,507
取締役	顧客支援 部長兼業 務推進部 管掌	佐藤 吉勝	昭和42年7月21日生	平成3年4月 広告社株式会社入社 平成12年11月 当社入社 平成14年10月 営業部長 平成16年4月 執行役員 平成17年1月 営業本部長 平成17年3月 取締役(現任) 平成20年7月 顧客支援部長	平成22年3月の 定時株主総会か ら2年	587
取締役	技術開発 部及びシ ステムソ リュー ション部 管掌	広瀬 計	昭和39年2月14日生	昭和61年4月 有限会社エフ・エス・ディー入社 平成2年8月 株式会社国際情報研究所入社 平成9年4月 富士通エフ・アイ・ビー株式会社 入社 平成12年10月 当社入社 平成14年10月 技術開発部長 平成16年4月 執行役員 平成17年3月 取締役(現任)	平成22年3月の 定時株主総会か ら2年	674
取締役	管理部長	堂下 裕章	昭和34年11月13日生	昭和58年7月 昭和監査法人(現新日本有限責任 監査法人)入所 平成元年12月 日本アセアン投資株式会社(現日 本アジア投資株式会社)入社 平成13年8月 I T X株式会社入社 平成15年4月 公認会計士登録 平成15年10月 当社入社 管理部長兼公開準備室長 平成16年4月 執行役員 平成17年3月 取締役(現任)	平成22年3月の 定時株主総会か ら2年	307
常勤監査役		柳澤 信美	昭和14年1月7日生	昭和43年12月 日立粉末冶金株式会社入社 平成元年7月 同社営業本部機器営業部長 平成5年7月 同社営業本部長兼自動車部品営 業部長 平成9年6月 関東商事株式会社入社 同社取締役営業本部長 平成16年6月 当社常勤監査役(現任)	平成20年3月の 定時株主総会か ら4年	103

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		柿本 謙二	昭和42年5月4日生	平成元年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成5年11月 公認会計士登録 平成9年4月 公認会計士柿本謙二事務所(現アーク総合事務所)を開設 所長(現任) 平成11年10月 当社監査役(現任) 平成15年4月 株式会社アイピービーを設立 代表取締役社長(現任) 平成18年10月 株式会社アルデプロ社外監査役 (現任)	平成20年3月の 定時株主総会か ら4年	4
監査役		出澤 秀二	昭和32年1月15日生	昭和58年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成7年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律 事務所)開設 所長(現任) 平成18年3月 当社監査役(現任) 平成18年4月 ピジョン株式会社社外監査役(現 任) 平成20年3月 株式会社ネクストジェン社外監査 役(現任)	平成22年3月の 定時株主総会か ら4年	44
計						38,566

- (注) 1. 監査役柳澤信美、柿本謙二及び出澤秀二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社では、意思決定・監督と業務執行の効率化による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、社長室長 杉山紳一郎、A8事業部長 平田貴裕、MC事業部長 関厚志であります。
3. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
山田 憲次	昭和33年5月3日生	昭和57年12月 AIU保険会社入社 平成6年4月 有限会社ファンテック設立 平成10年6月 ケンコーマヨネーズ株式会社社外監査役 平成13年12月 株式会社ファンテック 代表取締役(現任)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社の企業統治に関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題と位置付けております。さらに、この目的を実現するためにも、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行っていく所存であります。

当社は、取締役会と監査役制度を設け、この2つの機関が中心となって、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。

取締役会は、毎月一回の定例会合を、また、特段の必要が生じた場合には臨時の会合を開催し、原則として取締役5名、監査役3名のほか執行役員に参加をもって議事を行うこととしております。取締役会は、経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。

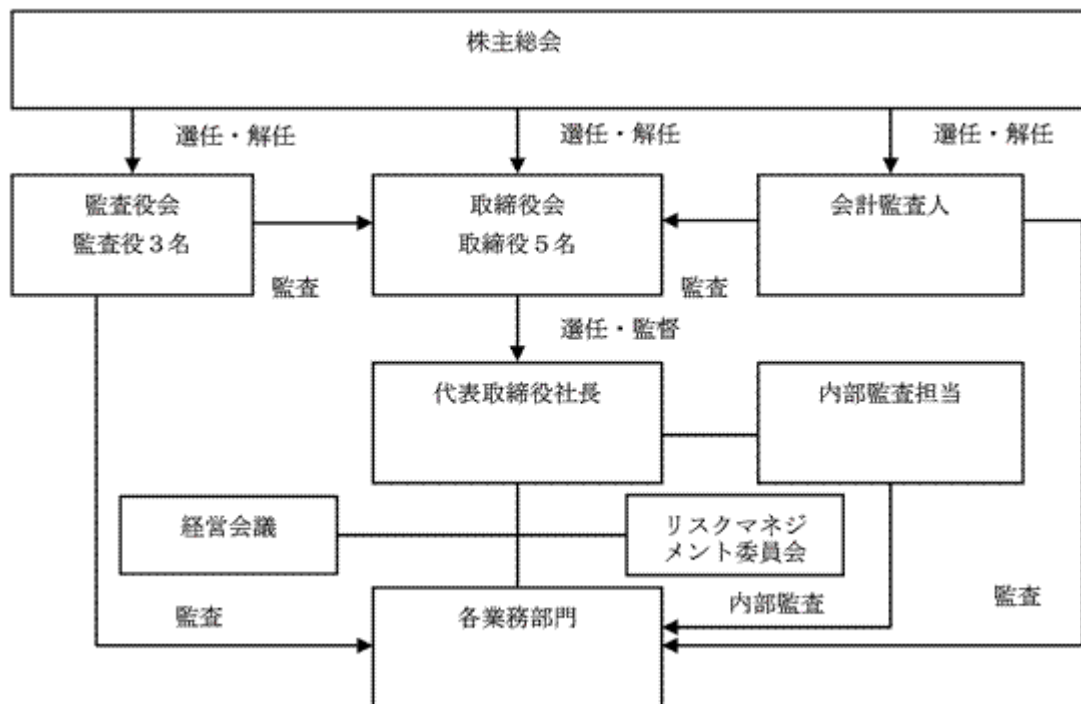
監査役会は、社外監査役3名にて組織しており、年間監査計画に基づき監査を行っております。また監査役には弁護士、公認会計士が含まれており、専門的分野の監査も可能な体制となっております。

このほか、取締役5名及び各部署の責任者8名からなる経営会議を月2回定期的に開催し、各部の状況報告、経営課題及び重要事項についての協議・情報共有を行っております。常勤監査役は経営会議に出席し、経営全般に関し広く検討を行っております。

当社は、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、業務規程、権限規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査機関として社長直属の組織である社長室に内部監査の機能を持たせ年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。

(会社の機関、内部統制の関係)



ロ．企業統治の体制を採用する理由

監査役3名はすべて社外監査役であり、取締役会及び経営会議には監査役が出席し、会計監査人と連携した監査及び内部監査機能により、十分な経営監視機能が果たせると判断しているためであります。さらに組織を相互牽制機能が働く組織とすること等により不正や誤謬の防止に努めております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

内部統制システム構築に関する基本方針については、以下の項目に関して具体的内容を平成18年5月19日開催の当社取締役会にて決議しております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
7. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査

が実効的に行われることを確保するための体制

ニ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理が経営の最重要課題の一つであるとの認識から、独立したリスク管理機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、すべてのリスクを総合的に管理し、経営全体で当社リスクの認識・管理を行う体制としています。

なお、当社ではリスクのうち社内情報・システム管理に係る「情報セキュリティ関連リスク」を特に重要なものとして管理しており、情報セキュリティ関連リスクについてはリスクマネジメント委員会から委任を受けた機関として情報セキュリティ委員会を設置しております。発生しうるリスクの防止及びリスク発生時の迅速かつ適切な対処を目的に、各委員会は社内主管部署からの連絡・報告を受け、リスク管理状況の把握・検討やリスク管理方針の決定を行っております。

また、当社は業務を運営するにあたり、各リスクに関する諸規程を整備し、ルールに基づいた適正なリスク管理を実施する等、リスク管理体制の整備・充実に努めています。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ヘ．特別取締役による取締役会の決議制度

該当事項はありません。

ト．その他

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）、監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

内部監査及び監査役監査

内部監査は社長直属の組織である社長室が担当し、社長室長及びスタッフの2名が中心に、必要に応じて他部門の者の協力を得る形で行っております。内部監査に当たっては年間の監査計画に基づき、業務規程、権限規程の遵守状況のほか、各部におけるコンプライアンス遵守体制及びリスク管理状況を調査検証しております。

監査役監査は監査役3名により、取締役会及び経営会議に出席するほか年間の監査計画に基づき、法令定款の遵守状況を中心に各部の業務活動全般について行っております。

監査役の本本謙二氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査及び監査役監査の実施に当たっては、内部監査担当者及び監査役間で相互報告を行うほか、監査法人から監査の方法と結果に関する報告を受け、相互の連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役0名、社外監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）であります。

監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各監査役は、当社株式をそれぞれ103株、4株、44株保有しており、発行済株式総数に対する各監査役の所有株数の割合はそれぞれ0.10%、0.00%、0.04%です。また、ストック・オプションとして当社潜在株式をそれぞれ22株、14株、18株保有しております。この他に当社と監査役との間には、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

現在の当社の規模からみて、社外からの経営監視機能は社外監査役の監査により果たされており、現状において体制は整っていると考えられるため、社外取締役は選任しておりません。

役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外役員を除く)	75,814	73,200	2,614	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	10,872	10,290	582	-	-	3

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の第1回定時株主総会において年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また、別枠で平成22年3月30日開催の第11回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額7.2百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の第1回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

ロ．役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存しないため記載を省略しております。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

4銘柄 56,408千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的の上場投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的の投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	-	-	-	-	-
上記以外の株式	-	2,400	-	3,100	120

(注) 評価損益の合計額は当該株式の貸借対照表計上額と取得価額の差額であります。

ニ．保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、金融商品取引法及び会社法の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、平成22年12月期における監査体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数及び所属する監査法人

公認会計士の氏名等		所属する監査法人	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	筆野 力	有限責任 あずさ監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員	橋本 裕昭	有限責任 あずさ監査法人	

(注) 1 . 継続監査年数については、全員 7 年以内であるため、記載を省略しております。

2 . 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 6 名 その他 8 名

取締役会で決議できる株主総会決議事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
27,500	500	26,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社は会計監査人に対して、監査業務以外の業務として、財務報告に係る内部統制に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数、当社の規模・事業の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）の財務諸表はあずさ監査法人による監査を受け、また、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）の財務諸表は有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し適正性の確保に努めております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,684,077	1,787,920
売掛金	822,368	1,091,794
有価証券	887,512	1,735,909
原材料及び貯蔵品	380	218
前渡金	3,596	2,926
前払費用	20,405	18,790
繰延税金資産	73,311	76,909
その他	20,506	9,657
貸倒引当金	40,516	54,676
流動資産合計	3,471,643	4,669,450
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,368	20,368
減価償却累計額	8,286	10,035
建物(純額)	12,081	10,333
工具、器具及び備品	159,287	175,165
減価償却累計額	118,752	136,620
工具、器具及び備品(純額)	40,534	38,545
有形固定資産合計	52,616	48,878
無形固定資産		
商標権	584	372
ソフトウェア	73,726	52,533
無形固定資産合計	74,310	52,905
投資その他の資産		
投資有価証券	1,742,757	1,454,751
関係会社株式	44,000	44,000
破産更生債権等	5,157	14,030
長期前払費用	7,348	4,522
繰延税金資産	113,956	93,346
敷金及び保証金	74,416	74,416
貸倒引当金	5,157	14,030
投資その他の資産合計	1,982,478	1,671,036
固定資産合計	2,109,406	1,772,820
資産合計	5,581,049	6,442,271

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,153,639	1,414,661
短期借入金	20,000	20,000
未払金	96,662	102,468
未払費用	5,709	6,754
未払法人税等	386,694	296,005
未払消費税等	40,094	29,285
前受金	89,689	95,334
預り金	14,479	17,195
賞与引当金	50,600	57,000
その他	4,460	3,888
流動負債合計	1,862,029	2,042,593
固定負債		
長期預り保証金	96,069	150,823
固定負債合計	96,069	150,823
負債合計	1,958,099	2,193,416
純資産の部		
株主資本		
資本金	940,900	948,380
資本剰余金		
資本準備金	45,600	53,080
その他資本剰余金	1,147,250	1,147,250
資本剰余金合計	1,192,850	1,200,330
利益剰余金		
利益準備金	23,345	39,478
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,463,858	3,190,505
利益剰余金合計	2,487,203	3,229,983
自己株式	1,023,639	1,191,639
株主資本合計	3,597,314	4,187,054
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,192	1,625
評価・換算差額等合計	11,192	1,625
新株予約権	36,828	60,174
純資産合計	3,622,950	4,248,854
負債純資産合計	5,581,049	6,442,271

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
売上高	8,016,220	8,722,576
売上原価	5,226,461	5,709,606
売上総利益	2,789,759	3,012,970
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	93,425	98,831
販売手数料	140,448	156,696
役員報酬	82,130	83,490
給料	518,775	572,243
法定福利費	78,674	91,067
地代家賃	123,996	114,769
減価償却費	56,448	52,616
賞与引当金繰入額	47,402	51,819
貸倒引当金繰入額	23,042	36,020
その他	296,712	325,588
販売費及び一般管理費合計	1,461,056	1,583,142
営業利益	1,328,702	1,429,828
営業外収益		
受取利息	1,023	871
有価証券利息	67,585	58,620
投資有価証券売却益	4,412	8,010
デリバティブ評価益	25,570	-
その他	2,309	4,328
営業外収益合計	100,900	71,831
営業外費用		
支払利息	300	262
株式交付費	89	76
自己株式取得費用	921	335
減価償却費	4,469	-
その他	45	19
営業外費用合計	5,827	694
経常利益	1,423,775	1,500,965
特別利益		
新株予約権戻入益	1,573	1,765
償却債権取立益	-	1,936
特別利益合計	1,573	3,702
特別損失		
固定資産除却損	49,186	263
投資有価証券評価損	99,999	-
特別損失合計	149,186	263
税引前当期純利益	1,276,163	1,504,403
法人税、住民税及び事業税	587,600	592,080
法人税等調整額	59,047	8,218
法人税等合計	528,552	600,298
当期純利益	747,610	904,105

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		321,961	6.2	176,376	3.1
労務費		74,311	1.4	104,865	1.8
支払成果報酬 経費		4,738,494	90.6	5,320,822	93.2
(うち減価償却費)		94,490	1.8	107,540	1.9
(うち賃借料)		(2,986)		(1,046)	
計		5,229,258	100.0	5,709,606	100.0
他勘定振替高	1	2,796		-	
売上原価合計		5,226,461		5,709,606	

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
ソフトウェア仮勘定	2,796千円	

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	928,100	940,900
当期変動額		
新株の発行	12,800	7,480
当期変動額合計	12,800	7,480
当期末残高	940,900	948,380
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	32,800	45,600
当期変動額		
新株の発行	12,800	7,480
当期変動額合計	12,800	7,480
当期末残高	45,600	53,080
その他資本剰余金		
前期末残高	1,147,250	1,147,250
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,147,250	1,147,250
資本剰余金合計		
前期末残高	1,180,050	1,192,850
当期変動額		
新株の発行	12,800	7,480
当期変動額合計	12,800	7,480
当期末残高	1,192,850	1,200,330
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	11,825	23,345
当期変動額		
利益準備金の積立	11,520	16,132
当期変動額合計	11,520	16,132
当期末残高	23,345	39,478
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,842,969	2,463,858
当期変動額		
剰余金の配当	115,202	161,324
利益準備金の積立	11,520	16,132
当期純利益	747,610	904,105
当期変動額合計	620,888	726,647
当期末残高	2,463,858	3,190,505
利益剰余金合計		
前期末残高	1,854,795	2,487,203
当期変動額		
剰余金の配当	115,202	161,324
利益準備金の積立	-	-
当期純利益	747,610	904,105

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
当期変動額合計	632,408	742,780
当期末残高	2,487,203	3,229,983
自己株式		
前期末残高	562,959	1,023,639
当期変動額		
自己株式の取得	460,679	168,000
当期変動額合計	460,679	168,000
当期末残高	1,023,639	1,191,639
株主資本合計		
前期末残高	3,399,985	3,597,314
当期変動額		
新株の発行	25,600	14,960
剰余金の配当	115,202	161,324
当期純利益	747,610	904,105
自己株式の取得	460,679	168,000
当期変動額合計	197,328	589,740
当期末残高	3,597,314	4,187,054
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	77,115	11,192
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	65,923	12,817
当期変動額合計	65,923	12,817
当期末残高	11,192	1,625
評価・換算差額等合計		
前期末残高	77,115	11,192
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	65,923	12,817
当期変動額合計	65,923	12,817
当期末残高	11,192	1,625
新株予約権		
前期末残高	25,365	36,828
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,463	23,346
当期変動額合計	11,463	23,346
当期末残高	36,828	60,174
純資産合計		
前期末残高	3,348,235	3,622,950
当期変動額		
新株の発行	25,600	14,960
剰余金の配当	115,202	161,324
当期純利益	747,610	904,105
自己株式の取得	460,679	168,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77,386	36,163
当期変動額合計	274,715	625,903
当期末残高	3,622,950	4,248,854

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,276,163	1,504,403
減価償却費	63,904	53,663
株式報酬費用	13,036	25,892
賞与引当金の増減額（ は減少）	12,070	6,400
貸倒引当金の増減額（ は減少）	16,782	23,032
受取利息及び受取配当金	68,608	59,492
株式交付費	89	76
固定資産除却損	49,186	263
投資有価証券評価損益（ は益）	99,999	-
デリバティブ評価損益（ は益）	25,570	-
投資有価証券売却損益（ は益）	4,412	8,010
売上債権の増減額（ は増加）	111,826	278,299
仕入債務の増減額（ は減少）	201,183	261,495
未払消費税等の増減額（ は減少）	23,807	10,809
前受金の増減額（ は減少）	23,035	5,644
未払金の増減額（ は減少）	13,153	7,380
預り保証金の増減額（ は減少）	5,720	54,753
その他	727	15,951
小計	1,588,441	1,570,444
利息及び配当金の受取額	24,530	33,898
利息の支払額	300	262
法人税等の支払額	411,240	670,873
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,201,430	933,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	300,000	200,000
定期預金の払戻による収入	200,000	200,000
投資有価証券の取得による支出	1,818,825	2,086,041
投資有価証券の売却による収入	52,998	182,326
投資有価証券の償還による収入	1,700,000	1,400,000
関係会社株式の取得による支出	4,000	-
有形固定資産の取得による支出	17,701	23,395
無形固定資産の取得による支出	7,313	6,963
その他	5,447	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	200,289	534,074
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	20,000	-
株式の発行による収入	25,510	14,103
自己株式の取得による支出	462,547	168,336
配当金の支払額	99,917	141,057
財務活動によるキャッシュ・フロー	556,953	295,290
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	444,187	103,842
現金及び現金同等物の期首残高	1,139,890	1,584,077
現金及び現金同等物の期末残高	1,584,077	1,687,920

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(1) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しております。 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具、器具及び備品 4年～10年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

項目	前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
	(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。商標権については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は10年であります。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理していません。	(1) 株式交付費 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券売却損」は、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するため、当事業年度より「投資有価証券売却損益(は益)」として表示しております。</p> <p>なお、当事業年度における「投資有価証券売却損益(は益)」は全額「投資有価証券売却益」であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1. 固定資産除却損は、工具、器具及び備品除却損364千円、ソフトウェア除却損48,822千円であります。	1. 固定資産除却損は、工具、器具及び備品除却損263千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注1)	101,860	2,310		104,170
合計	101,860	2,310		104,170
自己株式				
普通株式(注2)	5,874	3,399		9,273
合計	5,874	3,399		9,273

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,310株は新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,399株は自己株式の市場買付けによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権						36,828
	合計						36,828

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	115,202	1,200	平成20年12月31日	平成21年3月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年3月30日 定時株主総会決議	普通株式	161,324	利益剰余金	1,700	平成21年12月31日	平成22年3月31日

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注1）	104,170	1,220		105,390
合計	104,170	1,220		105,390
自己株式				
普通株式（注2）	9,273	1,740		11,013
合計	9,273	1,740		11,013

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,220株は新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,740株は自己株式の市場買付けによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権						60,174
	合計						60,174

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 3月30日 定時株主総会	普通株式	161,324	1,700	平成21年12月31日	平成22年 3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 3月29日 定時株主総会決議	普通株式	179,316	利益剰余金	1,900	平成22年12月31日	平成23年 3月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,684,077	現金及び預金勘定 1,787,920
預入期間が3か月を超える定期預金 100,000	預入期間が3か月を超える定期預金 100,000
現金及び現金同等物 <u>1,584,077</u>	現金及び現金同等物 <u>1,687,920</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、旧財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。	内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、旧財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、原則として自己資金内での資金計画を行っております。資金運用については、原則として預金及び安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金の一部については、銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用及びリスクヘッジのために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式は、主に公社債及び取引先企業との業務・資本提携等に関連する株式であり、市場価額の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期預り保証金は、主に信用力の低い顧客から預かった預託金であり、解約時に返還するものですが、解約が集中した場合に資金計画に影響を及ぼすことから資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定の残高の取引先の状況を外部調査機関等を利用し月毎にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、敷金及び保証金について、信用度の高い預入先と契約を結ぶこととしているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)及び信用リスクの管理

当社は、有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式について、月毎に保有状況を取締役に報告するとともに、四半期毎に時価や発行体(業務・資本提携等に関連する株式)の財務状況等を把握し、保有状況の見直しの検討を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、手許流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,787,920	1,787,920	-
(2) 売掛金	1,091,794		
貸倒引当金	54,676		
売掛金（純額）	1,037,118	1,037,118	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,134,252	3,134,252	-
(4) 敷金及び保証金	74,416	66,297	8,119
資産計	6,033,707	6,025,588	8,119
(1) 買掛金	1,414,661	1,414,661	-
(2) 未払金	102,468	102,468	-
(3) 未払法人税等	296,005	296,005	-
負債計	1,813,135	1,813,135	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、上場している株式は取引所の相場、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金 (2)未払金 (3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 投資有価証券	
非上場株式	56,408
(2) 関係会社株式	44,000
(3) 長期預り保証金	150,823

非上場株式及び関係会社株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、長期預り保証金については、将来の償還予定時期が合理的に見込めず、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
1. 現金及び預金	1,787,920	-	-	-
2. 売掛金	1,091,794	-	-	-
3. 有価証券及び投資有価証券				
(1) その他有価証券	1,630,000	1,501,046	-	-
4. 敷金及び保証金	-	-	74,416	-
合計	4,509,715	1,501,046	74,416	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 債券			
	社債	786,756	792,568	5,811
	小計	786,756	792,568	5,811
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	社債	1,805,975	1,781,294	24,681
	その他	-	-	-
	小計	1,805,975	1,781,294	24,681
合計		2,592,732	2,573,862	18,870

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
52,998	4,412	

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額(千円)
(1) その他有価証券 非上場株式	56,408
(2) 関係会社株式	44,000

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1. 債券				
(1) 社債	900,000	1,716,956	-	-
合計	900,000	1,716,956	-	-

当事業年度（平成22年12月31日現在）

1. 関連会社株式

関連会社株式（貸借対照表計上額 関連会社株式44,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 債券			
	社債	1,889,302	1,877,561	11,741
	小計	1,889,302	1,877,561	11,741
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,400	2,520	120
	(2) 債券			
	社債	1,224,577	1,230,030	5,452
	その他	17,972	21,400	3,428
	小計	1,244,949	1,253,950	9,000
合計		3,134,252	3,131,511	2,740

（注）非上場株式（貸借対照表計上額56,408千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	19,040	3,100	
(2) 債券			
社債	163,285	4,910	
合計	182,326	8,010	

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品を利用しております。なお、期末残高はありません。

(2) 取引に対する取組方針・利用目的

当該複合金融商品は、余剰資金運用の一環として保有しているものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引に係るリスクの内容

当該複合金融商品は、参照組織のクレジットイベントにより組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性を有しております。また、取引相手先は信用力の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんど無いものと認識しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

リスク管理体制については、取締役管理部長が取引の実行・管理を行い、資産運用状況については毎月、評価損益については四半期ごとに、取締役会に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) クレジットデリバティブ取引

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	クレジットリンク債	-		-	-
合計		-		-	-

(注) 期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成16年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成17年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成18年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 4名 当社従業員 15名	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 51名 重要取引先及び顧問 6名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 85名
ストック・オプション数(注1)	普通株式 12,000株	普通株式 3,880株	普通株式 2,180株	普通株式 922株
付与日	平成16年3月10日	平成16年12月22日	平成17年4月20日	平成18年4月21日
権利確定条件	権利行使日において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあること。	権利行使日において、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使日において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	権利行使日において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間 (注2)	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成16年12月22日から 平成21年3月31日まで	平成17年4月20日から 平成21年3月31日まで	平成18年4月21日から 平成23年3月31日まで
権利行使期間 (注2)	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

	平成19年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成20年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成21年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 91名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 71名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 76名
ストック・オプション数(注1)	普通株式 395株	普通株式 399株	普通株式 467株
付与日	平成19年6月20日	平成20年6月20日	平成21年6月19日
権利確定条件	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること。従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること。従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること。従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間 (注2)	平成19年6月20日から 平成21年3月31日まで	平成20年6月20日から 平成22年3月31日まで	平成21年6月19日から 平成23年3月31日まで
権利行使期間 (注2)	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成17年3月9日付株式分割(株式1株につき4株)、平成18年3月1日付株式分割(株式1株につき5株)による分割後の株式数を記載しております。

2. 各付与対象者との間で締結の「新株予約権付与契約書」により対象者ごとに権利行使数の制限を設けております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成16年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成17年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成18年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成19年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成20年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成21年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
権利確定前 (株)							
前事業年度 末	5,220	1,640	850	417	277	365	-
付与	-	-	-	-	-	-	467
失効	-	-	-	26	7	27	7
権利確定	1,620	440	250	101	270	-	-
未確定残	3,600	1,200	600	290	-	338	460
権利確定後 (株)							
前事業年度 末	-	-	-	55	-	-	-
権利確定	1,620	440	250	101	270	-	-
権利行使	1,620	440	250	-	-	-	-
失効	-	-	-	12	20	-	-
未行使残	-	-	-	144	250	-	-

(注) 平成17年3月9日付株式分割(株式1株につき4株)、平成18年3月1日付株式分割(株式1株につき5株)による分割後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成15年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成16年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成17年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成18年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成19年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成20年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成21年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
権利行使価格 (円)	10,000	10,000	20,000	779,196	184,000	109,027	135,520
行使時平均株 価(円)	137,500	137,500	137,500	-	-	-	-
公正な評価単 価(付与日) (円)	-	-	-	-	78,675	39,003	64,070

(注) 権利行使価格は、平成17年3月9日付株式分割(株式1株につき4株)、平成18年3月1日付株式分割(株式1株につき5株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性(注)1.	83.54%
予想残存期間(注)2.	3年10ヶ月
予想配当(注)3.	1,300円/株
無リスク利率(注)4.	0.644%

(注) 1. 3年間(平成18年6月から平成21年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成21年12月期の予想配当によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

4. 財務諸表への影響額

売上原価	602千円
販売費及び一般管理費	12,433千円
特別利益(新株予約権戻入益)	1,573千円

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成15年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成16年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成17年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成18年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 4名 当社従業員 15名	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 51名 重要取引先及び顧問 6名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 85名
ストック・オプション数(注1)	普通株式 12,000株	普通株式 3,880株	普通株式 2,180株	普通株式 922株
付与日	平成16年3月10日	平成16年12月22日	平成17年4月20日	平成18年4月21日
権利確定条件	権利行使日において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあること。	権利行使日において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使日において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	権利行使日において、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間 (注2)	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成16年12月22日から 平成21年3月31日まで	平成17年4月20日から 平成21年3月31日まで	平成18年4月21日から 平成23年3月31日まで
権利行使期間 (注2)	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

	平成19年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成20年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成21年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成22年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 91名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 71名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 76名	当社取締役 4名 当社従業員 96名
ストック・オプション数(注1)	普通株式 395株	普通株式 399株	普通株式 467株	普通株式 500株
付与日	平成19年6月20日	平成20年6月20日	平成21年6月19日	平成22年6月18日
権利確定条件	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役及び監査役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。	取締役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者については、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。
対象勤務期間 (注2)	平成19年6月20日から 平成21年3月31日まで	平成20年6月20日から 平成22年3月31日まで	平成21年6月19日から 平成23年3月31日まで	平成22年6月18日から 平成24年6月30日まで
権利行使期間 (注2)	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで

(注) 1 . 株式数に換算して記載しております。なお、平成17年3月9日付株式分割(株式1株につき4株)、平成18年3月1日付株式分割(株式1株につき5株)による分割後の株式数を記載しております。

2 . 各付与対象者との間で締結の「新株予約権付与契約書」により対象者ごとに権利行使数の制限を設けております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成16年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成17年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成18年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成19年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成20年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
権利確定前 (株)						
前事業年度末	3,600	1,200	600	290	-	338
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	5	-	-
権利確定	1,200	-	-	138	-	338
未確定残	2,400	1,200	600	147	-	-
権利確定後 (株)						
前事業年度末	-	-	-	144	250	-
権利確定	1,200	-	-	138	-	338
権利行使	1,200	-	-	-	-	20
失効	-	-	-	9	16	13
未行使残	-	-	-	273	234	305

	平成21年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成22年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	460	-
付与	-	500
失効	28	-
権利確定	-	-
未確定残	432	500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成17年3月9日付株式分割(株式1株につき4株)、平成18年3月1日付株式分割(株式1株につき5株)による分割後の株式数を記載しております。

単価情報

	平成15年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成16年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成17年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成18年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成19年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成20年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
権利行使価格 (円)	10,000	10,000	20,000	779,196	184,000	109,027
行使時平均株価 (円)	126,100	-	-	-	-	121,235
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-	-	78,675	39,003

	平成21年3月 定時株主総会決議 ストックオプション	平成22年3月 定時株主総会決議 ストックオプション
権利行使価格 (円)	135,520	134,482
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	64,070	49,948

(注) 権利行使価格は、平成17年3月9日付株式分割(株式1株につき4株)、平成18年3月1日付株式分割(株式1株につき5株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性(注)1.	75.73%
予想残存期間(注)2.	4年1ヶ月
予想配当(注)3.	1,800円/株
無リスク利率(注)4.	0.260%

(注)1. 4年間(平成18年6月から平成22年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成22年12月期の予想配当によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

4. 財務諸表への影響額

売上原価 895千円
販売費及び一般管理費 24,996千円
特別利益(新株予約権戻入益) 1,765千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
一括償却資産損金算入限度超過額 1,591	一括償却資産損金算入限度超過額 1,461
貸倒引当金損金算入限度超過額 14,146	貸倒引当金損金算入限度超過額 23,711
賞与引当金繰入額否認 20,589	賞与引当金繰入額否認 23,193
賞与引当金に係る未払社会保険料等否認 2,868	賞与引当金に係る未払社会保険料等否認 3,282
未払事業所税否認 1,080	未払事業所税否認 1,168
未払事業税否認 13,786	未払事業税否認 11,503
未払地方法人特別税否認 15,869	未払地方法人特別税否認 11,760
その他有価証券評価差額金 7,678	投資有価証券評価損否認 62,799
投資有価証券評価損否認 101,151	新株予約権否認 24,484
ソフトウェア除却損否認 7,128	その他 8,004
その他 1,376	繰延税金資産合計 171,370
繰延税金資産合計 187,268	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 1,115
	繰延税金資産の純額 170,255
2. 法定実効税率と税効果会計適用後法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

当社の関連会社に関しては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

関連会社に対する投資の金額(千円)	40,000
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	85,129
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	45,076

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引に関しては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

関連当事者との取引に関しては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)		当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	37,789.63円	1株当たり純資産額	44,382.42円
1株当たり当期純利益金額	7,796.22円	1株当たり当期純利益金額	9,520.16円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7,364.71円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	9,128.71円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
当期純利益(千円)	747,610	904,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	747,610	904,105
期中平均株式数(株)	95,893	94,967
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,619	4,072
(うち新株予約権(株))	(5,619)	(4,072)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年3月30日株主総会決議ストックオプション 普通株式 434株 平成19年3月29日株主総会決議ストックオプション 普通株式 250株 平成20年3月28日株主総会決議ストックオプション 普通株式 24株	平成18年3月30日株主総会決議ストックオプション 普通株式 420株 平成19年3月29日株主総会決議ストックオプション 普通株式 234株 平成20年3月28日株主総会決議ストックオプション 普通株式 305株 平成21年3月27日株主総会決議ストックオプション 普通株式 432株 平成22年3月30日株主総会決議ストックオプション 普通株式 500株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成22年2月19日開催の当社取締役会において、当社定款第8条に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由</p> <p>経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために自己株式を取得するものであります。</p> <p>(2)取得の内容</p> <p>取得する株式の種類 当社普通株式 取得する株式の総数 1,000株(上限) (発行済普通株式総数(自己株式を除く)に占める割合1.054%) 株式の取得価額の総額 120,000千円(上限) 取得の時期 平成22年2月22日から平成22年3月26日</p> <p>2. ストックオプションとして新株予約権の発行決議</p> <p>平成22年3月30日開催の第11回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、当社従業員及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を決議しております。</p> <p>この内容の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9) ストックオプション制度の内容」に記載しています。</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

種類及び銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	(株)エンターモーション	2,250	24,804
		(株)リアル	500	6,361
		(株)クレメンテック	100	15,000
		(株)E Cホールディングス	1,000	10,242
		大塚ホールディングス(株)	1,200	2,400
計		5,050	58,808	

【債券】

種類及び銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	
有価証券	その他有価証券	第4回ダイソー(株)無担保転換社債型新株予約権付社債	30,000	29,925
		第25回ソフトバンク(株)社債	100,000	101,410
		凸版印刷(株)2026年満期ユーロ円転換社債	100,000	99,350
		BOATSInvestmentsLimited288リパッケージ債	100,000	99,823
		KeystoneCapitalCorporationSeries1担保付他社株交換社債	200,000	199,258
		第10回NEC2011年満期国内転換社債	100,000	100,150
		円建てアコム(株)第52回無担保社債	200,000	199,160
		GEキャピタルコーポレーションユーロ円建て社債	100,000	100,570
		三菱瓦斯化学(株)2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	100,000	99,550
		オリックス(株)第119回社債	100,000	102,410
		アメリカンエクスプレスクレジットコーポレーションユーロ円建債	100,000	100,227
		(株)みずほ銀行第11回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000	101,290
		第15回三菱東京UFJ銀行期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000	100,775
		第1回野村ホールディングス(株)期限前償還条項付社債(劣後特約付)	100,000	102,339
		日本板硝子(株)2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	100,000	99,550
		SylphLimited193ユーロ円債	50,000	50,375
		荏原製作所2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	50,000	49,745
		投資有価証券	その他有価証券	第9回丸井転換社債型新株予約権付社債

種類及び銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	GEキャピタルコーポレーションユー ロ円建て社債	100,000	100,570
		国民銀行第2回円貨社債	100,000	100,458
		SylphLimited554ユーロ円建コーラ ブル債	100,000	99,550
		みずほハイブリッド証券ファンド通 貨選択型(中国元コース)	21,046	17,972
		BOATSInvestmentsLimited402リパ ッケージ債	200,000	200,338
		第2回ドイツテレコム・アーゲー変動 利付円貨社債	100,000	100,690
		(株)ペルーナ2012年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	100,000	97,500
		AzusaLimitedシリーズ#225	100,000	99,900
		EARLS Eight Limited 536CB/JGB パッケージ債	100,000	100,000
		エルピーダメモリ(株)第2回無担保 転換社債型新株予約権付社債	30,000	30,810
		パシフィックゴルフグループイン ターナショナルホールディングス(株) 2012年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	100,000	98,000
		ハナ銀行第2回円貨社債	100,000	99,698
		SylphLimited531ユーロ円建コーラ ブル債	50,000	49,855
		計	3,131,046	3,131,852

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	20,368	-	-	20,368	10,035	1,748	10,333
工具、器具及び備品	159,287	21,820	5,942	175,165	136,620	23,546	38,545
有形固定資産計	179,656	21,820	5,942	195,534	146,655	25,295	48,878
無形固定資産							
商標権	744	-	-	744	372	212	372
ソフトウェア	324,963	6,963	-	331,926	279,392	28,155	52,533
ソフトウェア仮勘定	-	3,900	3,900	-	-	-	-
無形固定資産計	325,707	10,863	3,900	332,670	279,764	28,368	52,905
長期前払費用	16,959	-	-	16,959	12,437	2,826	4,522
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	20,000	20,000	1.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
計	20,000	20,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	45,674	49,984	12,987	13,964	68,707
賞与引当金	50,600	57,000	50,600	-	57,000

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	515
預金	
普通預金	1,686,546
別段預金	858
定期預金	100,000
小計	1,787,405
合計	1,787,920

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社サイバーエージェント	112,930
株式会社ネットマーケティング	44,159
健康コーポレーション株式会社	34,459
株式会社インターワールド	26,892
株式会社Not Found	24,233
その他	849,118
合計	1,091,794

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
822,368	9,158,705	8,869,001	1,091,794	88.9	38.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
販促物貯蔵品	218
合計	218

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社I B E Z	29,897
株式会社ツールゲート	23,380
株式会社オズビジョン	12,796
個人	12,127
有限会社サテライト	12,039
その他	1,324,419
合計	1,414,661

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	第2四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第3四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第4四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日
売上高(千円)	2,042,772	2,083,348	2,185,290	2,411,164
税引前四半期純利益 金額(千円)	348,138	364,100	362,650	429,513
四半期純利益金額 (千円)	205,316	229,718	211,905	257,165
1株当たり四半期純 利益金額(円)	2,167.94	2,409.48	2,223.33	2,720.95

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.fancs.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）平成22年3月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年3月30日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）平成22年5月14日関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月15日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

平成22年4月1日 関東財務局長に提出。

平成22年9月8日 関東財務局長に提出。

平成22年10月12日 関東財務局長に提出。

平成22年12月8日 関東財務局長に提出。

平成23年1月11日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

株式会社 ファンコミュニケーションズ
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆野 力 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

(重要な後発事象)に自己株式の取得に関する記載がされている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ファンコミュニケーションズが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月29日

株式会社 ファンコミュニケーションズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ファンコミュニケーションズが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。